

令和2年度入札・契約制度に係る特例措置の継続について

令和2年4月10日

登米市上下水道部経営総務課

上下水道部では、東日本大震災による被災地域の早期復旧及び公共工事の適切かつ円滑な施工確保を目的とし、入札・契約制度に係る特例措置を講じていますが、令和2年度においても下記のとおり運用を継続しますのでお知らせいたします。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和【継続】

工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されている場合は、現場代理人の兼務を認めます。

※「現場代理人の兼務について」を提出し、発注者の承諾を受けること。

2 主任技術者の兼任要件の緩和【継続】

密接な関係のある建設工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の場合は、主任技術者の兼務を認めます（建設業法施行令第27条第2項）。

※主任技術者の専任が必要となる工事は、請負金額3,500万円（建築工事7,000万円）以上となる工事

※「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出すること。

3 建設工事指名競争入札における1社応札の執行【継続】

4 適用期限

令和3年3月31日

問い合わせ先：登米市上下水道部 経営総務課 出納管財係 TEL0220-52-3314

FAX0220-52-3316

	項目	要件等
1	現場代理人の常駐義務の緩和	<p>【対象工事】 契約金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の工事</p> <p>【対象地域】 登米市内</p> <p>【兼務件数】 制限なし（工事の管理に支障がなく、発注者と連絡体制が確保されていること）</p> <p>【手続き】 「現場代理人の兼務について」を提出し、発注者の承認を得ること。</p>
2	主任技術者の兼任要件の緩和	<p>【対象工事】 契約金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上の専任配置が必要な工事</p> <p>【兼任件数】 原則2件程度</p> <p>【条件】 近接した場所で密接な関係のある工事（工事現場の相互の間隔が10km以内程度であること）</p> <p>【手続き】 「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出すること。</p>
3	建設工事指名競争入札における1社応札の執行	【対象工事】建設工事

※各種様式

- ・現場代理人の兼務について
- ・専任を要する主任技術者の兼務届出書